

代表質問 時間配分について 議会運営委員長（案）

平成 29 年 11 月 13 日

代表質問の時間配分について、これまでの議会運営委員会における議論をと
おし、各会派の考え方を尊重しつつ、運用案として以下を委員長案としてま
めました。

1 基本的な考え方

議会における質問は、市民の意思や意向を発言する場として議員の権能に基
づく重要な場面と考えます。

飯田市議会では会派制をとり意思統一の単位としていますが、このことは会
派という集まりによって議員の議会活動に制限を加えるのではなく、あくま
で議会運営における効率的な運営を行う手法であると考えます。

「議会運営委員会の委員の選出方法」の第 2 では、『この決定において「会
派」とは、3 人以上の飯田市議会議員により構成される団体で、当該団体に代
表者が置かれているものをいう』との規定があります。今回の論点は、この決
定にある“会派の要件を満たさない議員構成 2 名の会派の代表質問時間の扱い
について”ですが、議会運営上の会派としてみなさないとしても、自治基本条
例の精神を優先し、議員構成 2 名の会派にも代表質問の機会と時間を保証すべ
きと考えます。

一方で多人数会派の発言権に配慮することを求めることは理解できるので、
原則は機会均等であることを意識しつつも、議員構成 2 人の会派が持ち時間を
割いて他の会派に譲ることで、発言の公平性が保たれることも考えられます。

そこで、代表質問の時間配分については、以下のように整理し、委員長とし
ての調停案としたいと考えます。

2 時間配分について

これまでの議会運営委員会の議論の中では、各会派での機会均等を意識しつつ、
一方で多人数会派の発言機会に配慮する視点を含めた様々な考え方をもとに、
深い議論が進められたと考えています。実際の時間配分の考え方では、議員個
人の発言権を意識しつつ機会均等・多数会派の発言機会等を考慮しアプロ
ーチをする会派もあれば、より機会均等に重心を置きアプローチをする会派
など、会派あるいは議員個人でも様々な考え方や、アプローチがあることが
確認できました。

私といたしましては、これまでの回を重ねた深い議論をとおして、これらの
アプローチの中から、どれか一方に視点を定め先例等を決めるのは困難である
と感じています。今回においては、それぞれの考え方の相違等から、一方の視
点での合意が難しいのであれば、むしろ全ての会派が多様な意見を尊重する
との立場に立ち、譲れる部分についてはお譲りいただき、最終的な配分時間
についてのみを議会運営委員会の確認を求めたいとするものです。

そこで、第4回定例会の代表質問の時間配分にあたっては、議会運営委員会において出された様々な考えを尊重しつつ、飯田市議会先例集第7章第2節代表質問（8）にある運用の規定を適用せず、次の配分表による運用を確認いただき、それに則り代表質問を実施したいと考えるものです。

〔配分表〕 ユニット制を基本とする

会派	代表質問時間	一般質問配分時間		計
会派のぞみ	120	110	追加調整分 80	310
会派みらい	120	30	調整分 30	150+ α
公明党	120	30		150+ α
市民パワー	100 ※			100
日本共産党	100 ※			100
				840

- (1) ※ 100分の根拠として、80分+20分とする考えと120分-20分とする考え等が示されているが、どれか一方の視点での合意が困難であるため、根拠に拘らず共通の結果である100分を適用する。
- (2) 代表質問の上限は120分（但し議員構成2名の会派の上限は100分）とし、代表質問及び一般質問の時間として割り当てられた合計時間の枠内で、どちらにどれだけ充てるかを定めることができる。
- (3) 調整分、追加調整分については、配分した会派において残時間が生じた場合は、その他の会派での利用について議会運営委員会で協議する。